

# 福祉サービスの紹介 ～介護保険のサービス その5～

介護認定審査会での審査の結果、要介護、または要支援の認定を受けた方は、介護保険のサービスを利用できます。

## 生活環境を整えるサービス 「福祉用具のレンタル」「福祉用具の購入」「住宅改修」の紹介

### 福祉用具のレンタル 下記の用具を借り、日常生活の自立を助けるサービス

- ①車いす\*                      ②車いす付属品\*                      ③特殊寝台\*
  - ④特殊寝台付属品\*                      ⑤床ずれ防止用具\*                      ⑥体位変換器\*                      ⑦スロープ(工事を伴わないもの)
  - ⑧歩行器                      ⑨歩行補助杖                      ⑩認知症老人徘徊感知機器\*                      ⑪移動用リフト\*
- \*印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。

レンタル費用は、用具の種類や事業者により異なります。自己負担額は費用の1割です。

### 福祉用具の購入 下記の福祉用具を購入した場合、費用の一部が支給されるサービス

- ①腰掛け便座                      ②特殊尿器                      ③入浴補助具                      ④簡易浴槽                      ⑤移動用リフトのつり具
- ※指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されません。

費用の支払いは、いったん利用者が全額を負担した後、領収書などを添えて市役所に申請すると費用の9割が支給されます。手続きについては、購入事業所の福祉用具専門相談員に相談ください。

### 住宅改修 下記のように、自宅内を日常動作が安全に行えるように改修するサービス

- ①手すりの取り付け                      ②段差の解消                      ③滑りにくい床材への変更
- ④扉から引き戸への取り替えやドアの取っ手などの取り替え
- ⑤和式便器から洋式便器への取り替え、洗浄機能付き便座の設置(便器の取り替えに伴う場合に限る)

※必ず事前に改修の可否についての申請が必要です。

費用の支払いは、いったん利用者が全額を負担した後、市役所に申請すると費用の9割が支給されます。申請の手続きや必要書類については、担当のケアマネジャー、または事業所の専門相談員に相談ください。

### 問い合わせ

太平地域包括支援センター 電話(25)1135                      滝呂地域包括支援センター 電話(24)5562  
 南姫地域包括支援センター 電話(20)2021                      多治見市役所 高齢福祉課 電話(22)1111

## 11月の相談日 ☆☆☆☆相談日一覧

皆さんの悩みごとに、専門の相談員がお話を伺います

相談の種類	日にち	時 間	場 所	問い合わせ	
気軽に相談センター	民生委員の気軽に相談 ☎	1日・15日(月)	午後1時～午後3時	多治見市総合福祉センター 4階 相談室	(23)5115
	税 務 相 談	10日(水)	午後1時～午後3時	4階 相談室	(25)1131
	法律相談 (予約制)	17日(水)	午後1時～午後3時	4階 相談室	(25)1131
		【予約受付日】10日(水)	午前8時30分～		
その他の相談日	障がい者相談	月曜日～金曜日	午前9時30分～午後3時30分	2階 障害者福祉センター	(25)1131 障害者福祉センター(内210)
	ひとり親家庭相談	17日(水)	午後1時～午後4時	4階 相談室	(25)1133 母子福祉センター
	高齢者就業相談	12日(金)	午後1時30分～午後3時	3階 作業室	(25)1131 老人福祉センター(内301)
	結 婚 相 談	14・28日(日)	午前10時～正午 午後1時～午後3時	4階 技能習得室	(22)1111 市役所市民文化課

※相談は無料です。☎マークの相談は、上記の日時で電話相談ができます。 ※祝祭日の相談は休みです。